

議案第123号

松阪市地域集会所条例の一部改正について

松阪市地域集会所条例（平成17年松阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月16日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市地域集会所条例の一部を改正する条例

松阪市地域集会所条例（平成17年松阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表婦人若者等活動促進施設の項及び田引集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。